

一、最新中国法令

● 行业协会价格行为指南

- 【发布单位】国家发展和改革委员会
【发布文号】国家发展和改革委员会公告 2017 年第 6 号
【发布日期】2017-07-20
【内容提要】该指南主要用于指引行业协会从事的“涉及或者影响会员以及其他经营者的价格行为”等 4 类行为，并分项列明了以下 5 类行为：
- 无法律风险的行为：8 项；
 - 法律风险较小的行为：5 项；
 - 法律风险较大的行为：4 项；
 - 法律风险很大的行为：4 项；
 - 法律风险极高的行为：12 项（简要介绍部分如下）。

除法律、行政法规另有规定的外，行业协会从事以下价格行为，具有明显的排除、限制竞争效果，法律风险极高
<ul style="list-style-type: none">▪ 组织本行业的经营者达成价格垄断协议。▪ 组织交换会员之间的价格信息，将价格信息在会员或者行业内其他经营者之间相互通报。▪ 通过统一优惠条件或者期限的方式组织本行业的经营者达成价格垄断协议。▪ 发布行业内指导价、基准价、参考价、推荐价等具有引导性的价格。▪ 以公布价格计算公式的方式对成本构成、利润率等因素予以限定。▪ 制定具有排除、限制价格竞争的规则、决定、通知、标准等。▪ 通过行业内惩戒机制保证或者促进经营者实施价格垄断协议。
经营者的责任
经营者在行业协会组织下从事了该指南提示的具有法律风险的行为的，其法律责任不因行业协会承担法律责任而减轻，其中起牵头、组织作用的经营者还将面临从重处罚。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbqg/201707/t20170725_855400.html

● 上海市工商行政管理局企业经营异常名录管理办法（上海）

- 【发布单位】上海市工商行政管理局
【发布文号】沪工商管〔2017〕141 号
【发布日期】2017-07-20
【实施日期】2017-07-20

一、最新中国法令

● 業種別協会価格行為手引き

- 【発布機関】国家發展改革委員會
【発布番号】国家發展改革委員會公告 2017 年第 6 号
【発布日】2017-07-20
【概要】本手引きは主に業種別協会が行う「会員及びその他事業者に関わる又は影響する価格行為」などの 4 つの行為を指導する際に使用し、各項目ごとに以下の 5 つの行為を列挙している。
- 法的リスクのない行為：8 項目
 - 法的リスクが比較的小さい行為：5 項目
 - 法的リスクが比較的大きな行為：4 項目
 - 法的リスクがとて大きな行為：4 項目
 - 法的リスクが極めて高い行為：12 項目（以下にて一部内容を簡潔に紹介する）

法律、行政法規に別途規定がある場合を除いては、業種別協会が以下の価格行為を行うことは、競争を排除、制限する顕著な効果があり、法的リスクが極めて高い
<ul style="list-style-type: none">▪ 本業種の事業者が価格独占協定を締結するようになった。▪ 会員の間で価格情報を交換し、価格情報を会員又は業種内のその他事業者間で相互に報告するようになった。▪ 優遇条件若しくは期限を統一することで本業種の事業者が価格独占協定を締結するようになった。▪ 業種内の希望小売価格、基準価格、参考价格、推奨価格などの指導価格を公表した。▪ 価格の計算公式を公表することによって、コスト構成、利益率などの要素を制限した。▪ 価格競争を排除、制限する規則、決定、通知、基準などを制定した。▪ 業種内の制裁メカニズムにより事業者が価格独占協定を実施するよう確保した又は促した。
事業者の責任
事業者が業種別協会組織の下で本手引きにて例示されている法的リスクを伴う行為を行った場合、その法的責任は業種別協会が法的リスクを負うことにより軽減されることはなく、リーダーシップ、主導的役割をなした事業者は重きに従い処罰を受けることになる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbqg/201707/t20170725_855400.html

● 上海市工商行政管理局企业经营异常名录管理办法（上海）

- 【発布機関】上海市工商行政管理局
【発布番号】滬工商管〔2017〕141 号
【発布日】2017-07-20
【実施日】2017-07-20

【内容提要】该办法明确规定了列入企业经营异常名录的列入和移出流程等。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.sgs.gov.cn/shaic/html/govpub/2017-08-02-0000009a201707310003.html>

● 关于废止工商部门擅自设置的工商登记前置审批事项的决定（浙江）

【发布单位】浙江省工商行政管理局

【发布文号】浙工商企〔2017〕16号

【发布日期】2017-08-03

【内容提要】该决定对系统内有的工商（市场监管）部门擅自设置的工商登记前置审批事项予以废止。其中包括：

- 简易注销登记要求提供清税证明的规定。
- 公司设立登记一律核对自然人股东身份证原件的规定。
- 企业设立、变更登记一律核对房产证原件的规定。
- 要求投资人或股东到登记现场签字，变更法定代表人或法定代表人超过 60 岁的到现场签字的规定。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.zj.gov.cn/art/2017/8/10/art_13906_293926.html

● 转发国务院办公厅关于加快推进“多证合一”改革指导意见的通知（广东）

【发布单位】广东省人民政府办公厅

【发布文号】粤府办〔2017〕54号

【发布日期】2017-08-04

【内容提要】广东省决定从 2017 年 09 月 01 日起全面实行“多证合一”。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://zwgk.gd.gov.cn/006939748/201708/t20170811_717716.html

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

【概要】本弁法では、企業経営異常リストへの収載と削除の流れなどについて明確に規定している。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.sgs.gov.cn/shaic/html/govpub/2017-08-02-0000009a201707310003.html>

● 工商部門が無断で設置した工商登記の事前審査許可事項の廃止に関する決定（浙江）

【発布機関】浙江省工商行政管理局

【発布番号】浙工商企〔2017〕16号

【発布日】2017-08-03

【概要】本決定ではシステム内にある工商（市場監督）部門が無断で設置した工商登記の事前審査許可事項を廃止することを決定している。具体的には以下が含まれる。

- 简易注销抹消において税務事項完了証明の提出を指示する旨の規定。
- 会社設立の登記において自然人株主の本人証明書原本の照合確認をする旨の規定。
- 企業設立、登記変更の際に不動産権利証原本の照合確認をする旨の規定。
- 投資者若しくは株主に登記手続き現場に行きサインするよう指示し、法定代表人を変更する場合若しくは法定代表者が60歳を超えている場合に現場に行きサインをするよう指示する旨の規定。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.zj.gov.cn/art/2017/8/10/art_13906_293926.html

● 「複数証書の一本化」改革推進加速化に関する國務院弁公庁による指導意見を伝達する旨の通知（広東）

【発布機関】広東省人民政府弁公庁

【発布番号】粤府弁〔2017〕54号

【発布日】2017-08-04

【概要】広東省は 2017 年 9 月 1 日から「複数証書の一本化」を全面的に実施することを決定した。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://zwgk.gd.gov.cn/006939748/201708/t20170811_717716.html

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、最新资讯

● [上海自贸区推出最新贸易便利化措施](#)

日前，中国（上海）自由贸易试验区、浦东新区在海关和检验检疫方面推出 10 项总计 20 条贸易便利化措施。其中包括：

海关方面
<ul style="list-style-type: none">▪ 对接国家统一信用信息交换共享平台。▪ 落实自贸区和科创中心两大国家战略海关改革。扩大仓储货物按状态分类监管的改革试点范围；扩大“自主申报、自助通关、自动审放、重点稽核”模式试点范围；完善集成电路全产业链保税监管流程，探索开展高技术含量、高附加值项目的境内外检测维修和再制造业务等。▪ 持续提升通关效率。深入推进全国通关一体化改革。在 2016 年基础上压缩进口通关时间 1/3。▪ 营造法治化、国际化营商环境。全面深化总部经济支持举措等。积极推动金桥出口加工（南区）尽快转型为综合保税区。开展企业单耗自核试点。
检验检疫方面
<ul style="list-style-type: none">▪ 提升通关效率。加快通关无纸化进程。▪ 助力重点产业重大项目重要区域。聚焦总部经济，加大检验检疫支持力度；深化“证照分离”改革，协同推进浦东新区进口非特殊用途化妆品从许可到备案管理的改革试点；支持高技术含量、高附加值、低环境污染行业拓展维修/再制造业务；等。▪ 加强企业服务。启动原产地签证精准服务计划等。

（里兆律师事务所 2017 年 08 月 11 日编写）

三、里兆解读

● [增值税若干实务问题的 Q&A](#)

1. 一般规定

(1) 什么是增值税？

二、新着情報

● [上海自由贸易试验区が最新の貿易便利化措置を発表した](#)

先頃、中国（上海）自由贸易试验区、浦东新区は税関及び検査検疫に関して 10 項目に及ぶ計 20 ヶ条の貿易便利化措置を発表した。具体的には以下が含まれる。

税関方面
<ul style="list-style-type: none">▪ 国家統一信用情報交換共有プラットフォームと連結する。▪ 自由貿易試験区と科学技術イノベーションセンターの 2 つの大きな国家戦略による税関改革を実施する。倉庫保管貨物を状態ごとに分類し監督管理を実施する改革試行範囲を拡大する。「自主申告、セルフ通関、自動審査、重点検査」方式による試行範囲を拡大する。集積回路全産業チェーンの保税監督管理プロセスを整備し、技術レベルが高く、高付加価値プロジェクトの国内・外の検査測定・補修と再製造業務などの実施を模索する。▪ 通関効率を継続的に向上させる。全国通関一体化改革を推進する。2016 年度よりも輸入通関時間を 3 分の 1 短縮する。▪ 法治化、国際化されたビジネス環境を創出する。本部に対する経済的支援措置などを全面的に推進する。金橋輸出加工（南区）の総合保税区への迅速な転向を積極的に進めて行く。歩留まり率を企業が自己査定する制度を試行する。
検査検疫方面
<ul style="list-style-type: none">▪ 通関効率を向上させる。通関のペーパーレス化を加速化する。▪ 重点産業、重大プロジェクト、重要区域を支援する。本部経済に焦点をあてて、検査検疫に対する支援を拡大する。「证照分離」（即ち、営業許可証と許認可証明書の分離）改革を推進し、浦东新区における非特別用途の化粧品輸入における許可制から届出管理への試行改革を連携して推進する。技術レベルが高く、高付加価値で、低環境汚染の業種による補修/再製造業務の開拓をサポートするなど。▪ 企業に対するサービスを強化する。原产地証明精確化サービス計画を始動するなど。

（里兆法律事務所が 2017 年 8 月 11 日付で作成）

三、里兆解説

● [増値税に係る実務上のいくつかの事項に関する Q&A](#)

1. 一般的な規定について

(1) 増値税とは何か？

根据《中华人民共和国增值税暂行条例》(国务院令 第 666 号, 以下简称“《条例》”)及《关于全面推开营业税改征增值税试点的通知》(财税[2016]36 号, 以下简称“36 号文”)规定, 增值税是以应税商品和劳务在流转过程中产生的增值额作为计税依据而征收的一种流转税, 因其覆盖面积广, 征收税额多, 是中国目前最重要的税种之一。

(2) 增值税纳税人分为哪几类?

根据《条例》及 36 号文等规定, 纳税人分为一般纳税人和小规模纳税人。应税行为的年应征增值税销售额超过规定标准(工业类为 RMB50 万, 商业类为 RMB80 万, 服务类为 RMB500 万)的纳税人为一般纳税人, 未超过规定标准的纳税人为小规模纳税人, 除了前述销售额之外, 还应当符合会计核算健全, 能够提供准确税务资料等前提条件。值得注意的是, 通常情况下, 一经登记为一般纳税人后, 不得转为小规模纳税人。

(3) 营改增政策中对增值税率是如何规定的?

根据《条例》及 36 号文等规定:

- a) 大部分货物销售以及提供有形动产租赁服务, 税率为 17%;
- b) 小部分货物(农产品、自来水、暖气、石油液化气等)、交通运输、邮政、基础电信、建筑、不动产租赁服务, 销售不动产, 转让土地使用权, 税率为 11%;
- c) 其他应税服务等, 税率为 6%;
- d) 中国境内单位和个人发生的跨境应税行为(限于法定范围内), 税率为零。

(4) 增值税扣税凭证包括哪些?

增值税扣税凭证包括增值税专用发票、海关进口增值税专用缴款书、农产品收购发票、农产品销售发票和完税凭证。纳税人凭完税凭证抵扣进项税额的, 应当具备书面合同、付款证明和境外单位的对账单或者发票。资料不全的, 其进项税额不得从销项税额中抵扣。

(5) 企业选择简易计税办法时是否可以开具增值税专用发票?

可以。除规定不得开具增值税专用发票的情形(例如, 向消费者个人销售服务、无形资产或者不动产等)外, 选择简易计税办法可以开具增值税专用发票。

「中華人民共和國增值稅暫定條例」(國務院令 第 666 号、以下「條例」という)及び「營業稅の增值稅一本化改革試行の全面的展開に関する通知」(財稅[2016]36 号、以下「36 号文」という)の規定によると、增值稅とは、課稅商品と役務の流通過程において発生する付加価値金額を課稅ベースとして徴収される流通稅の一つであり、適用される範囲が広く、徴収される稅額が高いため、現在、中国で最も重要な稅目の一つである。

(2) 增值稅の納稅者は何タイプに分けられるのか?

「條例」及び 36 号文等の規定によると、納稅者は一般納稅者と小規模納稅者に分けられる。課稅行為の年間增值稅課稅売上高が規定の基準(工業類は 50 萬元、商業類は 80 萬元、サービス類は 500 萬元である)を超える納稅者は一般納稅者に該当し、規定の基準を超えない納稅者は小規模納稅者に該当する。また、前述の売上高の基準以外にも、會計処理が健全であり、正確な稅務資料を提供できるなどの前提条件を満たさなければならない。なお、通常、ひとたび一般納稅者として登記された後は、小規模納稅者に切り替えることはできないことに注意したい。

(3) 營業稅の增值稅一本化政策では增值稅の稅率をどのように定めているのか?

「條例」及び 36 号文等によれば次のように定められている。

- a) 大多数の物品の販売及び有形動産賃貸サービスの提供は、稅率を 17%とする。
- b) 少数の物品(農産物、水道水、暖房、液化石油ガス等)、交通運輸、郵便、基本電氣通信、建設、不動産賃貸サービス、不動産販売、土地使用權讓渡は、稅率を 11%とする。
- c) その他の課稅サービス等は、稅率を 6%とする。
- d) 中国国内組織及び個人に発生するクロスボーダー課稅行為(法定範囲内に限る)は、稅率をゼロとする。

(4) 增值稅控除証憑にはどのようなものが含まれるのか?

增值稅控除証憑には、增值稅專用發票、稅關輸入增值稅專用納付書、農産物買付發票、農産物販売發票及び納稅證明書が含まれる。納稅者が納稅證明書をもって仕入稅額を控除する場合、契約書(書面)、支払證明書及び国外組織の口座取引明細書又は發票を具備しなければならない。資料に不備がある場合、仕入稅額は売上稅額から控除してはならない。

(5) 企業が簡易課稅方式を選択する場合、增值稅專用發票を發行することができるか?

可能である。規定により增值稅專用發票を發行してはならないとされている場合(例えば、消費者個人向けに役務、無形資産又は不動産を販売するなど)を除き、簡易課稅方式を選択したうえで增值稅專用發票を發行することが可能である。

2. 建筑行业

(6) 营改增中，建筑业包含哪些服务？

按照 36 号文，建筑服务包括工程服务、安装服务、修缮服务、装饰服务和其他建筑服务。

(7) 建筑行业什么情况下可以选择简易征收？

根据 36 号文，一般纳税人以清包工方式、为甲供工程、为建筑工程老项目（开工日期在 2016 年 04 月 30 日前的建筑工程项目）提供的建筑服务，可以选择简易征收。建筑项目选择按简易计税方法的，不得抵扣相应的增值税进项税额，但是税率为 3%。

(8) 建筑企业不同的项目，是否可以选用不同的计税方法？

可以。建筑企业中的增值税一般纳税人，可以就不同的项目，分别选择适用一般计税方法或简易计税方法。

(9) 跨区县提供建筑服务的小规模纳税人，能否在劳务地代开增值税专用发票？

可以。根据《国家税务总局关于发布〈纳税人跨县（市、区）提供建筑服务增值税征收管理暂行办法〉的公告》（国家税务总局公告 2016 年第 17 号）的规定，小规模纳税人跨县（市、区）提供建筑服务，不能自行开具增值税发票的，可向建筑服务发生地主管税务机关按照其取得的全部价款和价外费用申请代开增值税专用发票。

3. 房地产业

(10) 营改增后，一般纳税人销售自行开发的房地产项目，预缴和申报怎么操作？

根据《国家税务总局关于发布〈房地产开发企业销售自行开发的房地产项目增值税征收管理暂行办法〉的公告》（国家税务总局公告 2016 年第 18 号）的规定，一般纳税人采取预收款方式销售自行开发的房地产项目，应在取得预收款的次月纳税申报期，按照 3% 的预征率向主管税务机关预缴税款。

2. 建築業界について

(6) 営業税の増値税一本化政策における建築業には、どのようなサービスが含まれるのか？

36 号文によると、建築サービスには工事サービス、取付サービス、修繕サービス、内装サービス及びその他の建築サービスが含まれる。

(7) 建築業界において、どのような状況で簡易課税方式を選択することができるのか？

36 号文によると、一般納税者は「清包工」と呼ばれる方法（施主が建築工事に必要な材料を購入しておき、建築業者は人件費、管理費もしくはその他の費用を受領する方法）により提供する建築サービス、「甲供」工事（工事の発注者が全部又は一部の設備、材料、動力設備を自ら購入する建築工事）、旧物件の建築工事（着工日が 2016 年 4 月 30 日より前の建築工事物件）に提供する建築サービスは、簡易課税方式を選択することができる。建築物件において簡易課税方式を選択した場合、係る増値税の仕入税額を控除することはできないが、税率は 3% となる。

(8) 建築企業は異なる物件ごとに、それぞれ異なる課税方式を選択することができるか？

可能である。建築企業の中の増値税一般納税者は、異なる物件ごとに、それぞれ一般課税方式又は簡易課税方式を都度選択し適用することができる。

(9) 区・県の枠を超えて建築サービスを提供する小規模納税者は、役務の提供地で増値税専用発票の代理発行を依頼することができるか？

可能である。「『納税者が県（市、区）の枠を超えて提供する建築サービスの増値税徴収管理暫定弁法』の公布に関する国家税務総局の公告」（国家税務総局公告 2016 年第 17 号）の規定によると、小規模納税者は、県（市、区）の枠を超えて建築サービスを提供したが、増値税発票を独自に発行することができない場合、建築サービス発生地にある主管国税機関にて、取得した合計代金及び価格外費用に応じて、増値税発票の代理発行を申請することができる。

3. 不動産業について

(10) 営業税の増値税一本化後に、一般納税者は自ら開発した不動産物件を販売する際に、仮納付及び申告をどのように行えばよいのか？

「『不動産開発企業による自ら開発した不動産物件の販売についての増値税徴収管理暫定弁法』の公布に関する国家税務総局の公告」（国家税務総局公告 2016 年第 18 号）の規定によると、一般納税者は、自ら開発した不動産物件を前受金の方式にて販売する場合、前受金を取得した翌月の納税申告期間において、3% の仮徴収率にて主管国税機関に税金を仮納付しなければならぬ。

一般纳税人销售自行开发的房地产项目适用一般计税方法计税的，应按照规定的时间发生时间，以当期销售额和 11% 的适用税率计算当期应纳税额，抵减已预缴税款后，向主管国税机关申报纳税。未抵减完的预缴税款可以结转下期继续抵减。

一般纳税人销售自行开发的房地产项目适用简易计税方法计税的，应按照规定的时间发生时间，以当期销售额和 5% 的征收率计算当期应纳税额，抵减已预缴税款后，向主管国税机关申报纳税。未抵减完的预缴税款可以结转下期继续抵减。

(11) 一般纳税人出租房屋，可否选择简易征收？

一般纳税人出租其 2016 年 04 月 30 日前取得的不动产，可以选择适用简易计税方法，按照 5% 的征收率计算应纳税额。一般纳税人出租其 2016 年 05 月 01 日后取得的不动产，适用一般计税方法计税。

4. 金融业

(12) 营改增政策中的金融服务包括哪些服务？

按照 36 号文的规定，金融服务包括贷款服务、直接收费金融服务、保险服务和金融商品转让。

(13) 金融企业发放贷款后，自结息日起 90 天内发生的应收未收利息怎么计算缴纳增值税？

根据 36 号文附件 3 规定，金融企业发放贷款后，自结息日起 90 天内发生的应收未收利息按现行规定缴纳增值税，自结息日起 90 天后发生的应收未收利息暂不缴纳增值税，待实际收到利息时按规定缴纳增值税。

(14) 营改增后，企业买卖股票应如何纳税？

应按金融服务—金融商品转让缴纳增值税。以卖出价扣除买入价后的余额为销售额。适用税率为 6%，小规模纳税人适用 3% 征收率。

(15) 金融商品转让，可否开具增值税专用发票？

不可以。根据 36 号文规定，金融商品转让，不得开具增值税专用发票。

一般納税者が自ら開発した不動産物件を販売し、一般課税方式を適用して税金を計算する場合、規定される増値税納税義務の発生時間に応じて、当期売上高及び 11% の適用税率にて当期の課税額を計算し、仮納付した税金と相殺してから主管国税機関に申告し税金を納付しなければならない。相殺しきれなかった仮納付金は、次期に繰り越して相殺することができる。

一般納税者が自ら開発した不動産物件を販売し、簡易課税方式を適用して税金を計算する場合、規定される増値税納税義務の発生時期に応じて、当期売上高及び 5% の徴収率にて当期の課税額を計算し、仮納付した税金と相殺してから主管国税機関に申告し税金を納付しなければならない。相殺しきれなかった仮納付金は、次期に繰り越して相殺することができる。

(11) 一般納税者が不動産を賃貸する場合、簡易課税方式を選択することができるのか？

一般納税者が 2016 年 4 月 30 日以前に取得した不動産を賃貸する場合には、簡易課税方式の適用を選択し、5% の徴収率にて課税額を計算することができる。一般納税者が 2016 年 5 月 1 日以降に取得した不動産を賃貸する場合、一般課税方式を適用して税額を計算しなければならない。

4. 金融業について

(12) 営業税の増値税一本化政策における金融サービスには、どのようなサービスが含まれるか？

36 号文の規定によると、金融サービスには貸付サービス、直接に料金を徴収する金融サービス、保険サービス及び金融商品の譲渡が含まれる。

(13) 金融企業が貸付を行った後、利息決算日から 90 日以内に発生した未收利息について、増値税をどのように計算し納付すればよいのか？

36 号文別紙 3 の規定によると、金融企業が貸付を実施した後、利息決算日から 90 日以内に発生する未收利息については、現行規定に従い増値税を納付しなければならない。利息決算日から 90 日後に発生した未收利息については、増値税の納付が猶予され、利息を実際に徴収する際に規定に従い増値税を納付することになる。

(14) 営業税の増値税一本化後に企業が株式を売買する場合、どのように納税するか？

金融サービス—金融商品の譲渡に倣い増値税を納付することになる。売却金額から取得価額を差し引いた残額が売上となる。適用税率は 6% であり、小規模納税者には 3% の徴収率が適用される。

(15) 金融商品の譲渡において、増値税専用発票を発行することはできるか？

できない。36 号文の規定によると、金融商品の譲渡の際には、増値税専用発票を発行してはならないとされている。

(16) 贷款利息能否抵扣增值税？

不可以。根据 36 号文规定，“购进的贷款服务”不得从销项税额中抵扣，并同时规定，纳税人接受贷款服务向贷款方支付的与该笔贷款直接相关的投融资顾问费、手续费、咨询费等费用，其进项税额不得从销项税额中抵扣。这意味着，企业所支付的利息费用及直接相关的其他费用在营改增之后需要缴纳 6% 的增值税，且这部分的税额无法做进项抵扣。

5. 其他行业

(17) 营改增后，对混合销售是如何规定的？

一项销售行为如果既涉及服务又涉及货物，为混合销售。从事货物的生产、批发或者零售的单位 and 个体工商户的混合销售行为，按照销售货物缴纳增值税；其他单位和个体工商户的混合销售行为，按照销售服务缴纳增值税。

(18) 全面营改增后，其他个人发生应税项目是否可以申请代开增值税专用发票？

可以。根据《国家税务总局关于营业税改征增值税委托地税局代征税款和代开增值税发票的通知》（税总函[2016]145 号）的规定，其他个人销售其取得的不动产和出租不动产，购买方或承租方不属于其他个人的，纳税人缴纳增值税后可以向地税局申请代开增值税专用发票。上述情况之外的，其他个人不能申请代开增值税专用发票。

（里兆律师事务所 2017 年 08 月 11 日编写）

四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- [外商投资企业设立及变更的备案管理](#)
- [债权回收](#)

(16) 貸付利息は増値税と相殺できるか？

できない。36 号文の規定によると、「購入した貸付サービス」は売上税額から控除してはならず、また、納税者が貸付サービスを受けて、貸主に支払う当該借入と直接関係のある投資・融資の顧問料、手数料、コンサルティング料金などの費用について、その仕入税額を売上税額から控除してはならない。つまりこれは、企業が支払う利息及び直接関係のあるその他の費用については、営業税の増値税一本化後は、6%の増値税を納付しなければならない、また、当該税額については仕入税額の控除を行えないことを意味している。

5. その他の業種について

(17) 営業税の増値税一本化後において、混合販売についてはどのように規定されているのか？

一つの販売行為がサービス及び物品の両方に係る場合は混合販売となる。物品の生産、卸売り又は小売りに従事する組織及び個人事業主による混合販売行為は、物品販売として増値税を納付する。その他の組織及び個人事業主による混合販売行為は、サービス販売として増値税を納付する。

(18) 営業税が増値税に完全に一本化された後、その他の個人に発生する課税項目について、増値税専用発票の代理発行を申請することはできるか？

可能である。「営業税から増値税への一本化にあたって税金の代理徴収及び増値税発票の代理発行を地方税務局に委任することについて国家税務総局の通知」（税総函[2016]145 号）の規定によれば、その他の個人が自己の取得した不動産を販売したり、不動産を貸す場合で、買主又は借主がその他の個人に該当しないときは、納税者が増値税を納付した後、地税局に増値税専用発票の代理発行を申請することができる。上記以外の状況においては、その他の個人は増値税専用発票の代理発行を申請することはできない。

（里兆法律事務所が 2017 年 8 月 11 日付で作成）

四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- [外商投資企業の設立及び変更の届出管理](#)
- [債権回収](#)